

## 2、これからの方向 ～可燃ごみ(燃やすごみ)の広域処理へ参画～

将来の処理方針について、この間さまざまな検討を行ってきました。ほぼ市内全域が都市化・市街化され、新たな建設用地の確保が困難な本市においては、財政面や環境面からみても、近隣の大阪市を中心に八尾市、松原市の3市で運営する「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」に加入し、同施設組合が有する焼却施設において処理することが最も望ましいと判断しました。

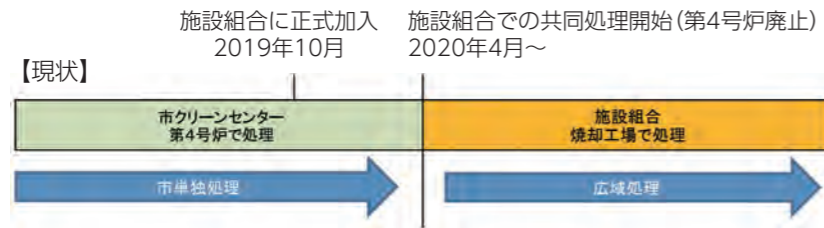
このため、構成3市および施設組合に依頼し、検討・協議を行った結果、昨年11月30日付けで、本市の加入について合意する旨の協定書を本市および構成3市との間で締結できました。

今後、平成31年2月議会に規約改正案などが議案提出され、本市および構成3市で議決されれば、本市の加入が認められます。

施設組合への加入が決定した場合は、市の燃やすごみは2020年4月から広域処理される予定です(図1)。

なお、収集はこれまでどおり市が行いますので、市民の皆さんの生活などへの直接の影響はありません(図2)。

【図1】燃やすごみの焼却処理について



【図2】施設組合加入後のごみの収集・処理について(2020年4月～)

区分	燃やすごみ (生ごみ・台所ごみなど)	プラ製容器包装	古紙・古布	空き缶	ペットボトル	びん・ガラス	粗大ごみ
しみの種類	●アルミ缶 ●使い捨てライター ●カビ・パップ ●つば(安全蓋等特種なものを除く)スリット ●使用済みのティッシュ ●ビニール袋・カセットテープ ●靴箱(長さ1m未満、直径5cm未満)	●マークが目印 ●袋・ラップ・カップ・パック ●カビ・パップ ●ペットボトル ●キャップ・ラベル ●フタ(プラスチック製)	●新聞紙 ●雑誌 ●段ボール ●その他リサイクル可能な紙類 (牛乳パック・チラシ・包装紙・紙コップなど)	●ビール・ジュース・菓子缶 ●容器などは中身を使い切って、出してください。 ●空き缶	●マークが目印 ●ペットボトル ●ペットボトルキャップ ●ペットボトルの表示があるもの	●びん ●ガラス	大型ごみ ・「ごみの分別と出し方、収集日程表」の「大型ごみ一覧表」の該当品目など 粗ごみ ・布団・大型ごみでなく、解体せずに45ℓの袋に入るものなど
収集	守口市	守口市	守口市	守口市	守口市	守口市	守口市
処理	施設組合	施設組合	施設組合	施設組合	施設組合	施設組合	施設組合

この部分のみ、市の処理から施設組合処理に変わります。

## 3、施設組合に加入(広域処理)することのメリット

ごみ処理の広域化は国や大阪府も推進しています。本市が施設組合に加入できれば、次のようなメリットがあります。

(1)市単独でごみ焼却施設を建設し、将来にわたって施設を維持運営するよりも…

▽大気汚染などの環境負荷が少なくなり、また、地球温暖化防止につながるエネルギーの有効利用が図れます。

▽一度に多額の建設費を必要とせず、ごみ処理にかかるコストが長期的にわたって削減できます。

(2)施設組合は焼却工場を複数保有しているため、万一の故障や災害発生時などでも、共同して安定した処理方針が確保できます。

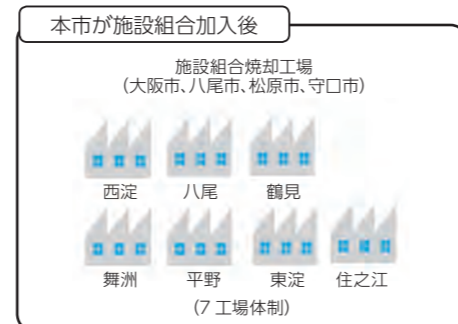


## 4、市民の皆さんへのお願い

施設組合への加入が決定した場合、その費用は分担金として、各構成市がごみ排出量に応じて負担することになります。市民の皆さんには、ごみの減量化・資源化を始め、本市のごみ処理について引き続きご理解・ご協力をお願いします。

広域処理の動向については、今後も市民の皆さんへ正確かつ丁寧な情報提供に努めます。

問環境政策課(処理施設整備推進担当) TEL 06-6992-1452



## 今後の「可燃ごみ(燃やすごみ)」の処理方針について ～2020年度からの燃やすごみの広域処理を目指しています～



昭和28年頃の塵芥焼却場(橋波2番地付近)

市では、現在「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」への加入に向け、関係市と協議・調整を進めています。これまでの本市のごみ処理の変遷を振り返りながら、市が目指している「可燃ごみ(燃やすごみ)の広域処理」についてお知らせします。

### 1、本市のごみ処理について

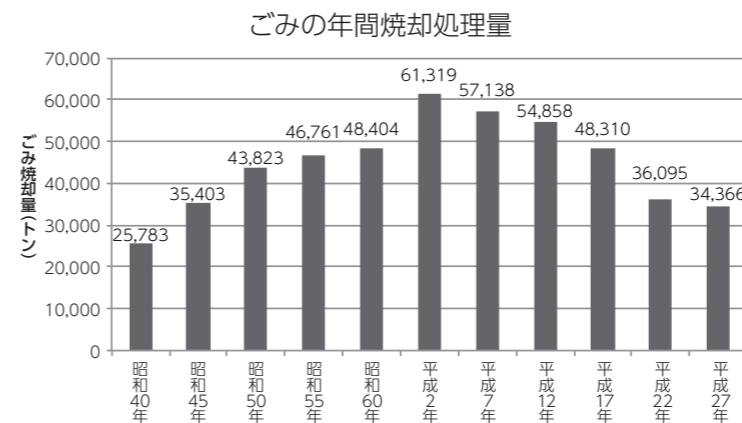
本市では、市制施行直後の昭和25年に1日9.5トンのごみを処理できる焼却炉を建設しました。その後、人口急増などに伴う、ごみ量の増大に対応するため、焼却炉の増設や建て替えを現在のクリーンセンター(寺方錦通4-9-12)の敷地内で行ってきました。平成14年にはダイオキシン類に係る排出基準の施行に合わせ、第3号炉を廃止して以降は、第4号炉の1炉のみでの焼却処理となっています。

一方、収集は昭和38年から週2回の定時収集を開始し、ごみ焼却量が約64,000トンとなった平成3年を「ごみ元年」としてごみ減量化も徹底して展開しました。具体的には平成5年に古紙・古布や不燃・粗大ごみなどを、平成10年にペットボトル、平成19年にプラスチック製容器包装の分別を開始し、平成12年にごみ袋を無色・半透明に統一するなどの取り組みを進めました。

この結果、市民の皆さんのご協力により、ごみの年間焼却処理量は平成3年をピークに年々減少しています。

現在の炉を、定期的な点検・整備のため、長期間停止するときは、大阪市・八尾市・松原市・環境施設組合に本市のごみ焼却をお願い(焼却処理委託)し、かろうじて1炉体制で、排出される可燃ごみ(燃やすごみ)の処理を行っています。しかしながら近年は、炉の老朽化に伴い停止期間が長くなるなど、新たな処理体制の確立が急務となっていました。

和暦(西暦)	主な出来事	ごみの焼却能力
昭和25年(1950)	・ごみ焼却炉を建設(昭和28.33.36年増設、昭和44年廃止)	9.5トン/日 ↓ 61.5トン/日
昭和38年(1963)	・週2回の戸別定時収集を開始	
昭和40年(1965)	・第1号炉(90トン/日)を建設(昭和53年廃止)	151.5トン/日
昭和44年(1969)	・第2号炉(150トン/日)を建設(昭和60年廃止)	
昭和48年(1973)	・粗大ごみ処理施設を建設(稼働中)	240トン/日
昭和49年(1974)	・第3号炉(150トン/日)を建設(平成14年廃止)	300トン/日
昭和63年(1988)	・第4号炉(142トン/日)を建設(稼働中) ・不燃物処理資源化施設を建設(稼働中)	
平成5年(1993)	・古紙・古布・空き缶 ・不燃・粗大ごみ ・びん・ガラス ・有害危険ごみ 分別収集を開始	292トン/日
平成10年(1998)	・ペットボトルの分別収集を開始(拠点回収)	
平成12年(2000)	・ごみ袋を無色・半透明袋に統一	
平成19年(2007)	・粗大ごみの有料化 ・プラスチック製容器包装の分別収集を開始	
平成20年(2008)	・ストックヤードを整備(稼働中)	
平成24年(2012)	・ペットボトルの戸別収集を開始	142トン/日
平成28年(2016)	・使用済乾電池、蛍光灯の拠点回収を開始	
平成30年(2018)	・持ち込みごみの予約制度を開始	



ごみ収集の様子(昭和50年)